

## 京都市の民間分譲マンション向け新水道料金徴収制度に関する

### 説明会のご案内

京都市は、去る8月1日より民間分譲マンションに対する新たな水道料金の徴収方法をスタートさせました。内容は、添付別紙「民間分譲マンションの各戸検針・各戸徴収サービス」に示されているようにこれまで、公団・公社分譲に対して行われてきた水道料金の徴収方法を、民間分譲マンションも選択できるようにしたものです。

新しい徴収制度の主な内容は次のとおりです。

各戸検針・各戸徴収・・・・・・・・これまで管理組合がおこなってきた各戸水道メーターの検針と料金の徴収を、水道局が直接行う。

水道料金・・・・・・・・これまでは「アパート計算」という方法で、割安の料金設定であったが、今後は戸別メーターの使用量どおりの金額を徴収する（結果的に割高になる）。

水道メーターの交換・・・・・・・・これまでは管理組合がメーター交換を行ってきたが、今後は水道局が交換を行う。

この民間分譲マンションに対する新しい水道料金徴収方法に関する水道局の説明会を、京都市の「京都市政出前トーク」制度を利用して添付別紙の要領で開催いたします。

水道局職員の説明のほか、設備担当の管対協建物コンサルタントである小田修彦・建築設備士より「マンションの給水設備と新水道料金徴収制度について」という補足説明を予定しています。

これまで京都市内の民間分譲マンションでは、管理組合は各戸の子メーターの使用料を各戸から徴収し、水道局には親メーターに基づき水道料を支払ってきました。そこに各戸から徴収する金額と、水道局に支払う金額との間に料金差が発生し、そのお金を給水設備の管理などにあててきたという経緯があります。新しい料金制度では、こうした料金差は発生しなくなりますが、各管理組合におかれましては、こういった点も総合的に判断して、管理組合としての対応を決められると思います。そうした各管理組合の対応などについても情報交換・意見交換を行いたいと考えております。

# 京都市の民間分譲マンション向け新水道料金徴収制度に関する

## 説明会

- 日 時：9月19日（月・祝日）13：30～16：00
- 会 場：ラポール京都（中京区壬生仙念町30-2）4階 第1会議室
- 主 催：NPO 法人京滋マンション管理対策協議会
- 内 容：(1)民間分譲マンション向け新水道料金制度について  
説明：河島則秋氏（京都市上下水道局お客様サービス推進室課長補佐）  
門司知彦氏（京都市上下水道局お客様サービス推進室利用促進担当）
- (2)マンションの給水設備と新水道料金徴収制度について  
講師：小田修彦氏（設備担当管対協建物コンサルタント）
- (3)新水道料金徴収制度への各管理組合の対応についての情報交換・意見交換
- 参加費：無料
- 参加申込：下記の参加申込書をFAXで管対協事務局まで、9月18日までにお送り下さい。

9月19日（敬老の日）  
新水道料金徴収方法に関する説明会参加申込書

FAX送り先・・・・・・・・・・・・・・・・FAX：075-371-1564（管対協事務局）

電話でお申込みの場合は・・・・・・・・TEL：075-351-7421（管対協事務局）

マンション名	
参加者氏名	
参加者氏名	
参加者氏名	
参加者氏名	